

特別交付金に係る区側論点メモ

都区財政調整特別交付金に関する「B-エ」の算定事業の例示について

「特別交付金の算定に関する運用について」の別添資料の位置づけ

◆都区財政調整特別交付金の「B-エ」において、少なくとも算定されるべき内容を都区で確認することを目的に、普遍性の観点から協議不調もしくは算定廃止になった事業について、例示を行うものである。
そのため、申請時に、この別添に当てはめて申請する（例：B-エ-〇）ような

「特別交付金の算定に関する運用について」の別添資料イメージ

【B-エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要】

1	【R2財調協議】	ひとり親家庭休養ホーム事業費
2	【R3財調協議】	共同生活援助等事業費
3	【R4財調協議】	保育室運営費等事業費
4	【R5財調協議】	待機児童保育事業費
5	【R5財調協議】	保育力強化事業費
6		
7		